

Japanese Practice News



December 2017, No. 11 | KPMG Global Japanese Practice (Taiwan firm)

財政部が「マスターファイル」及び「国別報告書」の提出 免除基準を公布

経済協力開発機構(以下、OECD)の税源浸食と利益移転(以下、BEPS)行動計画13の「移転価格文書化及び国別報告書」の成果報告に基づき、台湾財政部は2017年11月13日に「営利事業所得税非独立企業間移転価格監査準則」(以下、TP準則)の改正を公表しました。この改正では、台湾国内に構成会社(最終親会社を含む)を有する多国籍企業グループは、「マスターファイル」(Master File又はMF)及び「国別報告書」(Country-by-Country Report)を提出する必要があり、2017年度営利事業所得税確定申告案件から適用が開始されます。

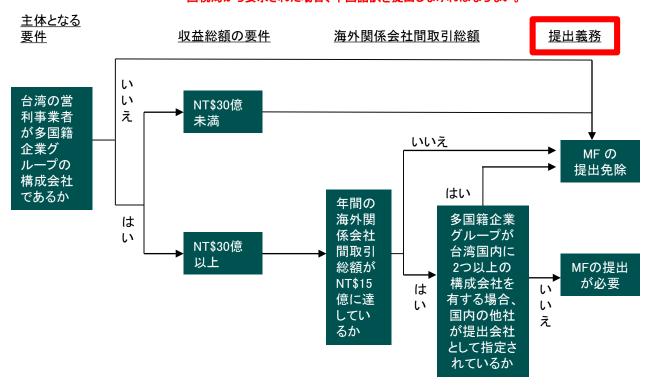
財政部は多国籍企業グループの移転価格文書作成に係るコストを考慮し、国際法、台湾の状況及び外部の意見を参考に、12月11日に多国籍企業グループの台湾における「マスターファイル」及び「国別報告書」の提出免除基準を公布しました。

マスターファイルの提出免除其準

マスダーファイルの佐田光味奉牛	
提出義務者	多国籍企業グループの構成会社である台湾国内の営利事業者
備置き期限	所得税確定申告時
提出締切日	会計年度終了日から1年以内
言語	原則、中国語とする。外国語で作成されている場合、中国語訳を用意する必要がある。英語で作成されている場合、税務当局による中国語訳の提出を要請する書面通知の送達日から1ヶ月以内に中国語訳を提出しなければならない。 中国語訳を提出期限までに提出できない場合、提出期限までに理由を明記し期限延長を申請することが出来る。最大1ヶ月の提出期限延長を1回のみ申請することができる。
提出免除基準	台湾の営利事業者が多国籍企業グループの構成会社である場合、期限内にマスターファイルを提出しなければならない。但し、以下の条件のいずれか1つを満たす場合、マスターファイルの提出を免除する。 1. 年間営業収益純額及び非営業収益の合計額がNT\$30億に達していない。 2. 年間の海外関係会社間取引総額がNT\$15億に達していない。 年間の海外関係会社間取引総額とは、台湾国内の営利事業者の構成会社と台湾国外のその他構成会社間が行う関係会社間取引の総額を指す。取引の種類を問わず、その取引により生じる台湾国内の営利事業者の収益又は支出を絶対金額として合算し、年間総額とする。
台湾に2つ以上の事 業体を有する多国籍 企業	 3国籍企業グループが台湾国内に2つ以上の構成会社を有する場合、個別の構成会社ごとに上記の規定が適用される。 当該2つ以上の構成会社がマスターファイルの提出義務がある場合、いずれか1つの構成会社を提出会社として指定することが出来る。

前述のマスターファイルに対する提出免除基準及び方法に関する規定は下図をご参照ください。

台湾法人は会計年度終了日から1年以内に中国語又は英語でMFを提出しなければならない。 国税局から要求された場合、中国語訳を提出しなければならない。



資料出所:財政部

国別報告書提出免除基準

1. 多国籍企業グループの最終親会社又は親会社を代理して提出する構成会社である台湾国内の営利事業 提出義務者 2. 台湾国内の営利事業者 【注1】 営利事業者が多国籍企業グループの構成会社である場合、所得税確定申告時に国別報告書の備置き要求 通知要求 条件を満たすか否かを開示しなければならない。備置き要求条件を満たす場合、最終親会社又は最終親会 社を代理して国別報告書を提出するグループの構成会社の関連資料を開示しなければならない。 会計年度終了日から1年以内。 税務当局は、台湾と一定の国又は地域【注2】との間で締結された国別報告書の情報交換に関する協定に基 提出締切日 づき、台湾税務当局が実際に多国籍企業グループの国別報告書者を取得出来ない場合、台湾国内の構成 会社は、税務当局による書面通知の送達日から1ヶ月以内に国別報告書を提出しなければならない。(最大 1ヶ月の提出期限延長を1回のみ申請することができる。) 言語 未規定。ただし、現在の情報によると、英語又は中国語になると考えられる。 台湾の営利事業者が多国籍企業グループの構成会社である場合、期限内に国別報告書を提出しなければ ならない。但し、以下の条件のいずれか1つを満たす場合、国別報告書の提出を免除する。 1. 台湾営利事業者が多国籍企業グループの最終親会社(Ultimate Parent Entity、以下、UPE)である場合 で、そのグループ全体の前年度連結営業収益の総額がNT\$270億に達していない。 2. 台湾営利事業者が多国籍企業グループの構成会社であり、台湾国外のUPEが以下の条件のいずれか 1つを満たす。 1) UPE居住地国(又は地域)において国別報告書の提出が法令で規定され、且つ当該グループは、 提出免除 UPE居住地国(又は地域)が前述のOECD成果報告に基づき制定した国別報告書の提出免除基準内 基準 である。 2) UPE居住地国(又は地域)において国別報告書の提出が法令で規定されておらず、当該グループが 指定する最終親会社を代理するその他構成会社(Surrogate Parent Entity、以下、SPE)が国別報告 書を提出し、且つSPE居住地国(又は地域)においては前述のOECD成果報告に基づきSPE居住地国 が制定した国別報告書の提出免除基準内である。 3) UPE居住地国(又は地域)において国別報告書の提出が法令で規定されておらず、且つグループの その他構成会社をSPEに指定していない場合、台湾における国別報告書の提出免除基準内である。 (即ち、当該グループの前年度連結営業収益の総額がNT\$270億に達していない。)

- 注1: 最終親会社の居住地国又は地域に国別報告書を提出する必要がない、又は台湾税務当局が国別報告書の情報交換に 関する協定により当該多国籍企業グループの国別報告書を取得することが出来ない場合。
- 注2:財政部は有効的に情報交換が出来ない国又は地域を参考リストとして公表している。よってこの参考リストに含まれない 区に又は地域。

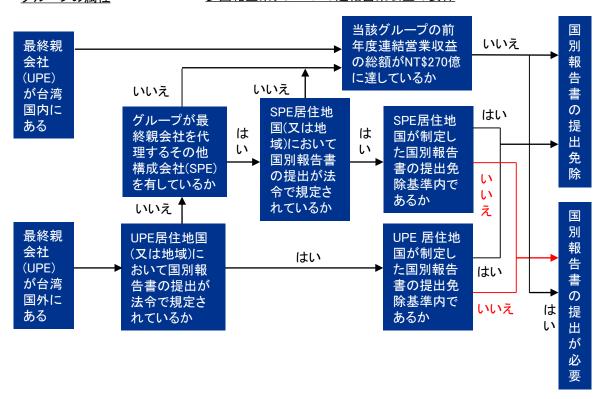


前述の国別報告書に対する提出免除基準及び方法に関する規定は下図をご参照ください。

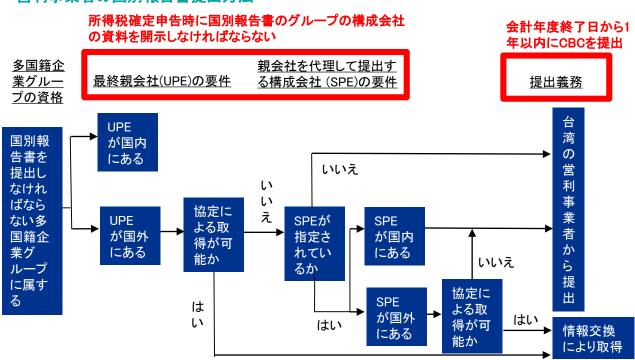
国別報告書に対する提出免除基準

<u>多国籍企業</u> グループの属性

多国籍企業グループの連結営業収益の要件



営利事業者の国別報告書提出方法



資料出所:財政部



KPMGの見解

台湾系多国籍企業は、国別報告書を備置く必要が無い場合でも、マスターファイルの備置きが免除される基準額がより低いため、マスターファイルの提出免除基準を超える場合、マスターファイルを備置かなければならないことに特に注意する必要があります。このほか、台湾の規定以外に、注意その他活動国のマスターファイルの提出免除基準と提出期限、言語及びフォーマットの規定に注意する必要があります。例えば、ベトナム(会計年度終了日から4ヶ月以内)は台湾より期限が短くなっています。

一方、台湾の外資系企業にとって、マスターファイルに 含まれる情報はグループ全体から見たものであるため、 実務上マスターファイルは通常、グループの本部に備置 かれます。よって外資系企業の台湾子会社は出来るだ け速やかに本社に台湾の法令規定を伝える必要がある と考えられます。 台湾で活動する企業は、マスターファイル及び国別報告書の備置き基準に達するか否かを2017年度営利事業所得税申告書で開示しなければなりません。国別報告書の備置きが要求される基準に達している場合、国別報告書を提出するグループの構成会社の情報を開示する必要があります。

そのほか、企業は移転価格文書化の三層構造により開示する情報について、関連税務リスクを低減させるため、企業組織構造、機能・リスク、資産と利益の配置が一致しているか否か注意する必要があります。

KPMG BEPS専門チーム パートナー 張芷 執行副総経理 丁傳倫 執行副総経理 林嘉彦 副総経理 李雅惠



KPMG Taiwan Network

台北事務所

台北市信義路5段7号68F

Tel: 02 8101 6666

Fax: 02 8101 6667

新竹事務所

新竹市科学工業園区展業一路11号

Tel: 03 579 9955

Fax: 03 563 2277

台中市西屯区40758文心路二段

201号7F

台中事務所

Tel: 04 2415 9168 Fax: 04 2259 0196

台南事務所 高雄事務所

台南市中区700民生路2段279号16F 高雄市前金区中正四路211号12Fの6

Tel: 06 211 9988 Tel: 07 213 0888 Fax: 06 229 3326 Fax: 07 271 3721

日本業務組主要担当者紹介

日本業務組連絡先(日本語対応可能)

台北事務所

Tel: 02 8101 6666 (代表)

Fax: 02 8101 6667

パートナー

李宗霖

パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号: 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号: 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号: 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号: 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門(記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号:00584

E eileentsai@kpmg.com.tw

登記部門(会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号: 02340

E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

石井 顕一

T +886 (2) 8758 9926 内線番号:15359

E kishii1@kpmg.com.tw

横塚 正樹

T +886 (28758 9751 内線番号: 16991 E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

発行責任者

KPMG 台湾

日本業務組 統括 李 宗霖

kpmg.com/tw

© 2017 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Taiwan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.